

年発 0 4 0 1 第 1 号
令和 8 年 4 月 1 日

地方厚生（支）局長
市町村長（特別区の区長を含む。）
日本年金機構理事長

） 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

国民年金法施行令等の一部を改正する政令、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 56 号）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 57 号）が令和 8 年 3 月 25 日に、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 75 号）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 43 号）が令和 8 年 3 月 27 日にそれぞれ別添のとおり公布され、いずれも本日施行されたため通知する。

これらの改正の主な内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、実施に当たっては、関係者に周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 改正内容

1 国民年金法施行令等の一部を改正する政令

（1）国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）の一部改正

令和 8 年度における国民年金の保険料を追納する際の加算率を、令和 7 年各月発行の 10 年国債の表面利率の平均値（+1.5%）を基準として改定する。

（2）国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成 17 年政令第 92 号）の一部改正

令和 8 年度における国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 27 条に規定する改定率を令和 7 年度に算出した名目手取り賃金変動率（+2.1%）を基準として、マクロ経済スライドによる調整（▲0.2%）を行ったうえで改定する。厚生年金保

険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 43 条第 1 項に規定する再評価率を名目手取り賃金変動率（+2.1%）を基準として、マクロ経済スライドによる調整（▲0.1%）を行っただけで改定する。

また、令和 9 年度における国民年金法第 87 条第 3 項に規定する保険料改定率を、令和 7 年度に算出した名目賃金変動率（+2.1%）を基準として改定する。

(3) その他関係政令の一部改正

その他関係政令について所要の規定の整備を行う。

2 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

令和 8 年度における特別障害給付金の額を、令和 7 年の全国消費者物価指数の対前年比変動率（+3.2%）を基準として改定する。

3 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

令和 8 年度における年金生活者支援給付金の給付基準額を、令和 7 年の全国消費者物価指数の対前年比変動率（+3.2%）を基準として改定する。

4 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

令和 8 年度において特例納付保険料を納付する際に加算率を、令和 7 年各月発行の 10 年国債の表面利率の平均値（+1.5%）を基準として改定する。

第二 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日